

1 マイナンバー制度とゴミ対策について

ただいまの<sup>すずき</sup>鈴木<sup>ことり</sup>琴里議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、マイナンバー制度について、であります。マイナンバーは、公平な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を目的に導入されたもので、利用範囲は社会保障、税、災害対策の3つの分野に限定されているため、小中学生のうち、身分証明書として利用できるものの、ご自分で使う機会はほとんどないかもしれません。

しかし、高校生・大学生になって、アルバイトをするときに、本人のマイナンバーが必要になると思われます。今後、マイナンバーの利用範囲が拡大されれば、子どもでも利用する場面が増えていくと考えております。

次に、ごみ対策についてですが、平成28年度は年間で19,444トンのごみを処理しています。特に8月の処理量が多く1,950トンとなっており、みなさんが食べるスイカなど水分の多いごみや、

ペットボトルや缶など、飲み物のごみが多くなることが要因とされます。水分の多いごみが増えると焼却するにも大量の燃料が必要になりますので、市では、生ごみの水切りの推進や、生ごみ処理機の購入補助など、ごみの総量を減らす取り組みを行っております。

次に、資源ごみを再利用することによる効果についてではありますが、資源となる紙類やペットボトル、缶、びんなどを再利用することでごみの減量化につながるとともに、温室効果ガスの削減や、樹木の無駄な伐採を防ぐことができ、環境保護の効果も得られます。

またペットボトルは、作業着などの衣服に、缶もまた、自動車の部品などに生まれ変わるなど、それぞれの資源として生かされています。

本市としましても、今後もいろいろなごみの減量化対策に取り組んで参りたいと考えておりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

以上申し上げます、<sup>すずきことり</sup>鈴木琴里議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。